

防災情報通信基盤整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 防災情報通信基盤整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この補助金は、地方公共団体(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又はその連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した複数の地方公共団体をいう。以下同じ。)(以下「地方公共団体等」という。)に対し、防災情報通信基盤整備事業(以下「整備事業」という。)に要する経費の一部について補助することにより、地方公共団体による災害時の情報伝達を多重化・多様化することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「整備事業」とは、災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業をいう。
2 この要綱において「整備事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた地方公共団体等をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第5条 総務大臣(以下「大臣」という。)は、補助対象経費の2分の1に相当する額を、予算の範囲内において地方公共団体等に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円をそれぞれ下限とする。
2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地方公共団体等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(整備計画の策定)

第7条 この補助金を受けようとする地方公共団体等は、次に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、総務大臣へ提出しなければならない。

- 一 整備計画の目的
 - 二 整備計画の内容
 - 三 整備事業を実施する体制
 - 四 整備の対象地域
 - 五 整備事業の総事業費
 - 六 関連事業（整備計画の目標の達成を図るため、整備事業に関連して実施される整備事業以外の事業等をいう。）
 - 七 整備後の運用計画
 - 八 その他必要な事項
- 2 総務大臣は、地方公共団体の長から前項の規定に基づく整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該地方公共団体等に対し通知する。
 - 3 前2項の規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第6条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査

し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

- 4 大臣は、第6条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 整備事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 整備事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 整備事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 整備事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ整備事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により整備事業者に通知するものとする。

4 整備事業者は、整備事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第11条 整備事業者は、整備事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告

書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 整備事業者は、整備事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 整備事業者は、整備事業が完了したとき（整備事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 整備事業者は、整備事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

3 整備事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る整備事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により整備事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、整備事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 整備事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 大臣は、第10条第4項の整備事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）整備事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）整備事業者が、補助金を整備事業以外の用途に使用した場合
- （3）整備事業者が、整備事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、整備事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第4項の規定を準用するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 整備事業者は、整備事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第14条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

（整備事業の経理）

第18条 整備事業者は、整備事業の経理について整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第19条 整備事業者は、整備事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 整備事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 整備事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第21条 整備事業者は、第19条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第13号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、申請者及び整備事業者の所在地を管轄区域とする総合通信局長を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月27日から適用する。

別表

交付対象	内容
設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 送受信装置 (イ) 情報通信端末 (ウ) 構内伝送路 (エ) 電源設備（予備電源設備を含む） (オ) センター・局舎施設 (カ) 外構施設 (キ) 編集装置 (ク) 管理測定装置（監視機能含む） (ケ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) (1) 及び(2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (4) 附帯工事費
企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費 (1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む） (2) 電子計算機使用料 (3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費 (5) その他事業を実施するために必要な経費